

総合計画について

1. 総合計画とは

総合計画とは、総合的かつ計画的に概ね10年程度の中長期的なまちづくりの指針となるものです。

本町では現在、平成22～32年度を期間とする第四次総合計画を定めています。

総合計画は次の3層の構造になっています。

- ・基本構想——まちづくりの将来像を実現するための基本方針を定める
- ・基本計画——基本構想の基本方針を受け、まちづくりの主要施策の内容を示す
- ・実施計画——基本計画に定める施策の実施時期や具体的方策等を示す

2. 自治法改正による議決義務の廃止

第四次総合計画の策定時、町議会の議決を得て、基本構想を策定しました（地方自治法第2条4項）。ところが、平成23年8月からこの決まりがなくなり、現在では、市町村の総合計画（基本構想）の策定義務がなくなっています。

これは、地方公共団体の自主性や自立性を高めるという地方分権改革の中で、総合計画の策定を行うか否かも、市町村の判断に委ねるという趣旨です。

また、近年、首長選挙においてマニフェストを通じた政策の公約が一般化し、まちづくりの基本的な方針の役割を果たしているという事情もあります。

3. まちづくりの総合的な計画が必要かどうかについて

今後、協働でまちづくりを進める観点から、将来のまちづくりのイメージを共有することが必要です。一方で、法的な策定義務が廃止された、マニフェストが浸透しつつあるといった事情もあります。このような点を踏まえ、そもそも本町では総合的な計画が必要かどうか、今後も策定するのかどうかといった方向性について考えておく必要があります。